

2020年度事業報告書

第1 基本的な考え方

当協会における事業運営については、さらに公益社団法人にふさわしいものにすることを目指し、今年度においては、事業を事業計画に沿って的確に実施するとともに、公益目的事業の収支バランスの一層の適正化を図り、公益法人型事業運営への移行をさらに積極的に進めるよう努めた。

第2 運営上の基本方針

公益法人型事業運営においては、当協会の場合、6つの公益目的事業すべての適切な実施の確保が原則になるので、今年度においては、各公益目的事業について、相互間の均衡を保ちつつ、その達成に向け適切な方法によりの確に推進するよう努めた。

[注1] ここにいう『6つの公益目的事業』とは、以下のとおりである。(平成23年9月9日付の公益認定の公示・別紙による。なお、各公益目的事業の末尾【 】内の表示は、当協会の事業運営の便宜のために付した略称である。)

- [1] J I S規格のない保護具等に係る型式認定及び型式認定合格マーク表示制度の運用により事業場等における良質で効果的な保護具等の活用を推進する事業【保護具等型式認定および推奨事業】
- [2] 事業場等の労働安全衛生担当者等に対し保護具等の展示および体験機会の提供を行うことにより事業場等における適正な保護具等の普及とともに、その正しい使用方法等の定着を促進する事業【保護具等展示・体験機会提供事業】
- [3] 保護具等の品質の確保等のためJ I S規格及びI S O規格を整備するとともに、それらの規格の普及を図るための事業【J I S・I S O安全衛生規格等整備事業】
- [4] 技術進歩及び社会のニーズの変化に対応した保護具等の開発等を推進するとともに、開発された優良・快適保護具等の普及促進を図る事業【優良・快適保護具等開発推進・普及促進事業】
- [5] 事業場等に対する適正な保護具等の活用の指導等を行うための指導基準の整備及び保護具アドバイザーの養成及び確保を推進する事業【保護具アドバイザー養成・確保等事業】
- [6] 当協会又はその会員会社が保護具アドバイザーを事業場、団体等に派遣し

て、その者に事業場等の労働安全衛生担当者等に保護具等の適正な活用についての指導、情報提供等を行わせる事業【アドバイスサービス事業】

そして〔1〕～〔4〕を「安全衛生保護具等開発普及支援事業」として一括りにし、また〔5〕～〔6〕を「安全衛生保護具等活用定着支援事業」として一括りにして、2つを大きな柱として公益目的事業を推進・展開していくこととする。

第3 公益目的事業

今年度においては、安全衛生保護具等開発普及支援事業としての4つの公益目的事業及び安全衛生保護具等活用定着支援事業としての2つの公益目的事業を、それぞれ次に掲げるところにより推進した。

1 安全衛生保護具等開発普及支援事業の効果的实施

(1) 保護具等型式認定および推奨事業（公益目的事業その1）

ア プロテクティブスニーカー型式認定・推奨事業の適正な実施

JIS規格を充足していないが、作業靴として市場に広く流通している製品について、その品質および性能を担保して、良質かつ高機能でなおかつ安価な製品を推奨し普及させることが、事業場等における労働者の足部に係る労働災害の防止にとって極めて効果的であるという認識に立って、プロテクティブスニーカーについての型式認定および推奨事業（以下「プロスニーカー型式認定・推奨事業」という。）を、今年度においても積極的かつ適正に推進した。

(ア) 今年度の目標

- 〔1〕型式認定合格品であるプロテクティブスニーカー（以下「型式認定プロスニーカー」という。）の型式認定表示（以下「型式認定表示」という。）及び型式認定合格証明票（通称：型式認定タグ）（以下「証明票」という。）の取付けの普及促進
- 〔2〕当協会および日本プロテクティブスニーカー協会（以下「プロスニーカー協会」という。）の各ホームページにおける本事業に関する適切な掲載内容の充実
- 〔3〕市場に流通する型式認定プロスニーカーの足数並びにプロスニーカー協会会員及び非会員における型式認定プロスニーカー製造業者（以下「型式認定業者」という。）の数の一層の増大
- 〔4〕型式認定の申請に必要な公的機関による試験に合格できる製造業者を育成するための情報提供および技術指導の推進

[5] 型式認定プロスニーカーを購入・使用している事業場等の利用者による型式認定プロスニーカーの有用性等に関する評価等の積極的な把握

[6] 市場に流通する型式認定プロスニーカーの型式認定表示等、型式認定合格品としての条件具備を確認するための買取りによる抽出調査及びその事後措置の適切な実施

[7] 市場に流通する型式認定プロスニーカー以外の作業・保護靴（以下「非型式認定合格品」という。）についての、虚偽の表示その他の問題とともに、品質および性能の水準を把握等するための買取りによる抽出調査及びその事後措置の適切な実施

[8] 型式認定プロスニーカーの普及促進を図るためのホームページの整備・活用、リーフレット、ポスター、店頭小旗等資料の作成・配布、業界誌等への広告掲載、キャンペーンの展開その他周知活動の積極的な実施

(イ) 型式認定の実施

当協会の「プロテクティブスニーカー規格（J S A A 1 0 0 1）」（以下「プロスニーカー規格」という。）に適合するプロスニーカーについて、その製造・販売業者からの型式認定の申請を受け、平成23年5月30日制定の型式認定業務実施要領に従ってプロスニーカー規格及びこの規格に基づき制定した当協会の型式認定基準による可否の判定を適正に行った。

2020年度においては、新規申請は48件、追加申請は46件の合計94件で昨年より2件の微増となった。

(ウ) 型式認定表示

型式認定業者に対して、当協会が制定・公表している型式認定表示を型式認定プロスニーカーの内側に表示するよう指導・勧奨するとともに、事業場等に対して、この表示のある型式認定プロスニーカーの購入・使用について助言等を行った。

(エ) 証明票の取付け

型式認定プロスニーカーを購入しようとする者が容易に選別することができるようにするため、型式認定業者に対し、当協会が有料頒布する証明票を型式認定プロスニーカーの外側に取付けるよう指導・勧奨するとともに、事業場等にこれを取り付けた型式認定プロスニーカーの購入・使用について助言等を行った。

(オ) 型式認定プロスニーカーの普及促進

a 買取抽出調査の適切な実施

型式認定業務要領に従って、市場に流通している型式認定プロスニーカーについては、上記の（ウ）の型式認定表示及び（エ）の証明票の取付けその他型式認定合格品としての条件具備を把握し、また非型式認定プロスニーカーについては、虚偽の表示の有無その他の問題及び品質等の水準を把握等するため、プロスニーカー協会との協力のもとに、買取りによる抽出調査の適切な実施に努めた。

2020年度においては、新型コロナウイルスの感染防止のため例年の店舗訪問を中止し、ネットショッピングによる購入を行った。

b 事後措置の適切な実施

上記の a の買取抽出調査の実施結果を踏まえ、不適合品を流通させた事業者に対して、当該製品の出荷・販売停止、回収、業務改善報告書の提出等の要請を行うとともに、証明票の供給停止、業務改善指導、2度目の買取抽出試験の実施、再審査、認定取消等の措置を行うなど、厳正に対処した。

また、それ以外の事業者に対しては、不適合品の流通を未然に防止するための指導、情報提供等を行った。

c 普及促進活動の実施

型式認定プロスニーカーの普及を図るため、本型式認定・推奨制度についての広報の実施、関係の製造・販売業者に対する情報提供及び技術指導の実施、事業場に対する型式認定プロスニーカーの使用の勧奨、型式認定プロスニーカーの利用者における満足度等の調査の実施、ホームページの整備・活用、リーフレット、ポスター、店頭小旗等資料の作成・配布、キャンペーンの展開その他周知活動の積極的な実施に努めた。

(カ) 業務委託による実施

a 上記の（オ）に係る業務のうち、普及促進活動の実施、型式認定業者数の動向調査、型式認定プロスニーカーの市場における流通足数の動向調査、型式認定プロスニーカーの利用者における満足度等の実態把握、買取りによる抽出調査等の業務については、その一部又は全部をプロスニーカー協会に委託して実施した。

b 上記の a で委託した業務の適切な実施を確保するため、プロスニーカー協会に対する指導と協力を努めた。

(キ) 型式認定・推奨事業の適正な実施の確保

プロスニーカー協会との協力のもとに専門家の参画を得て、「型式認定・推奨事業適正化委員会設置要綱」（平成22年12月16日会長決裁）に基づき、当協会に設置した「プロスニーカー型式認定・推奨事業適正化委員会」の運営により、型式認定・推奨事業の推進状況についてのチェック、指導等を受け、これ

らの結果に基づき、当協会において必要な改善等に努めた。なお、今年度については、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、当該委員会は書面審議により実施した。

イ 一般利用者向け高視認性安全服に係る型式認定・推奨事業の推進

平成27年10月に発行されたJIST8127「高視認性安全服」に規定されている性能要求は、高リスクレベルの環境（高速道路、一般道路、駐車場などの作業環境）の作業者が着用する高視認性安全服が対象であり、中低リスクレベルの環境の一般利用者（一般歩行者、一般作業員、児童、高齢者、ジョガー、二輪車・自動二輪車乗車者等）については対象としていないが、現状においては中低リスクレベルの環境の一般利用者が交通事故等の災害に遭うケースが数多く発生している。

このため、中低リスクレベルの環境の一般利用者を対象として平成29年11月に制定した「一般利用者向け高視認性安全服規格（JSAA2001）」に係る型式認定・推奨事業の積極的かつ適正な推進を図った。

（ア）今年度の目標

- 〔1〕型式認定合格品である一般利用者向け高視認性安全服（以下「型式認定合格品」という。）の型式認定表示（以下「認定表示」という。）の表示及び型式認定合格証明票（型式認定品タグ）（以下「証明票」という。）の取付けの普及促進
- 〔2〕当協会、（一社）日本防護服協議会、（一社）日本高視認性安全服研究所及び（公財）日本ユニフォームセンターの4団体の各ホームページにおける本事業に関する適切な掲載内容の充実
- 〔3〕型式認定の申請に必要な公的機関による試験に合格できる製造業者を育成するための情報提供および技術指導の推進
- 〔4〕型式認定合格品の普及促進を図るためのホームページの整備・活用、リーフレット等資料の作成・配布、業界誌等への広告掲載、キャンペーンの展開その他周知活動の積極的な実施

（イ）型式認定の実施

当協会の一般利用者向け高視認性安全服規格に適合する高視認性安全服について、その製造・販売業者からの型式認定の申請を受け、平成29年11月1日制定の型式認定・推奨事業運用規程にしたがって一般利用者向け高視認性安全服規格及び型式認定基準による合否の判定を行った。

型式認定については、本年度は2020年10月1日付けで1件のレベルB

の認定を行い、これまでの合計でレベルBの認定が4件となった。また、「型式認定合格品タグ」については、本年度はレベルBのタグを10,500枚交付し、これまでの合計でレベルBのタグの交付が15,500枚となった。

(ウ) 型式認定の表示

当協会が制定・公表している型式認定表示を製品ごとに表示するよう型式認定業者に対して指導・勧奨するとともに、事業場等に対してこの表示のある型式認定合格品の購入・使用についての助言等を行った。

(エ) 証明票の取付け

一般利用者向け高視認性安全服を購入しようとする者が型式認定合格品を容易に確認できるよう、当協会が有料頒布する証明票を型式認定合格品に取り付けることを型式認定業者に対して指導した。

(オ) 型式認定合格品の普及促進

型式認定合格品を一般社会に普及させるため、本型式認定・推奨制度についての広報の実施、関係の製造・販売業者に対する説明会、情報提供、技術指導等の実施、型式認定合格品の使用の勧奨、ホームページの整備・活用、リーフレット等資料の作成・配布等の周知活動の積極的な実施に努めた。

(カ) 型式認定・推奨事業の適正な実施の確保

(一社)日本防護服協議会、(一社)日本高視認性安全服研究所、(公財)日本ユニフォームセンター等との協力のもとに専門家の参画を得て、「一般利用者向け高視認性安全服に係る型式認定・推奨事業運用委員会設置要綱」(平成29年11月1日制定)に基づき、当協会に設置した「一般利用者向け高視認性安全服に係る型式認定・推奨事業運用委員会」の運営により、必要な改善等に努めることとしている。

(2) 保護具等展示・体験機会提供事業(公益目的事業その2)

ア 保護具等展示・体験機会提供の実施

(ア) セメント協会主催の「第70回セメント安全衛生大会」における展示

2020年6月11日～12日で開催を予定していたセメント安全衛生大会が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等のため、開催を1年延期の連絡があり、同時に保護具等の展示も中止となった。

(イ) 神奈川県産業資源循環協会の「安全衛生大会」における展示

神奈川県産業資源循環協会から新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、例年7月中旬に開催している安全衛生大会を中止する旨の連絡があり、同時に保護具等の展示も中止となった。

- (ウ) 「令和2年度子ども霞ヶ関見学デー」における展示
厚生労働省労働基準局安全衛生部から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、令和2年度の「こども霞ヶ関見学デー」は実施しない旨の連絡を受け、同時に保護具等の展示も中止となった。
- (エ) 「緑十字展2020 in 札幌」における保護具体験道場への協賛
今年は2020年10月7日～8日開催で予定していた「緑十字展2020 in 札幌」だったが、新型コロナ感染拡大の影響により、緑十字展が中止となり、同時に日本労働災害防止推進会が主催する「保護具体験道場」も中止となった。
- (オ) 「産業保健フォーラム IN TOKYO 2020」における展示
例年東京労働局からの依頼で今年度は、10月15日にティアラこうとうで開催予定だったが、新型コロナ感染拡大抑止のため、Webでの開催となり当協会は、協会ホームページにアクセスすることによる参加で協力した。
- (カ) 危機管理産業展 (RISCON TOKYO) 2020. 「PPE・労働安全フェア」における展示
危機管理産業展事務局より、「熱中症対策と保安用品」をテーマとした展示協力と90分の「労働安全セミナー」の企画と協力の要請があり、2020年10月21日～23日に東京ビッグサイト（青海展示棟）において建災防協進会（10社）の協力を得て、各種保安用品の展示と90分のセミナーを実施し普及促進を図った。
- イ 保護具等の日常的展示拠点の確保
平成24年4月から、産業医科大学産業生態科学研究所の協力により設置している「保護具等常設展示場」は、同大学が主催する各種講習会や学生の教育用教材として活用され、大変好評を得ているところである。今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、展示品の入れ替えとメンテナンスは次年度に先送りとなった。
- (3) JIS・ISO安全衛生規格等整備普及事業（公益目的事業その3）
- ア 基本方針
本事業については、他の5つの公益目的事業との調和的な実施に十分留意しつつ、「JIS・ISO安全衛生規格等整備普及事業の適正な実施に関する規程」（以下「JIS・ISO事業規程」という。）（平成25年3月15日理事会議決・会長決裁）に基づく適切な実施に努めた。
- イ 計画的な推進
今年度においては、次に掲げる事項に力点を置きつつ、JIS・ISO事業規

程に基づいて、計画的に実施した。

(ア) 重点及び優先事項の設定

[1] 当協会が保護具アドバイザーの活動により正しい使用方法等について事業場に指導等を行っている保護具等に関する J I S 及び I S O 規格の整備・普及の促進

[2] 上記の [1] の保護具等以外のもので事業場等における労働災害防止対策の充実・促進の面から必要とされる保護具等に関する J I S 及び I S O 規格の整備・普及の促進

(イ) 現行 J I S 見直しへの対応

前年度に実施した見直しの結果に基づき（一財）日本規格協会（以下「規格協会」という。）に提出した意見（改正等）に伴う対応および今年度に行う見直しは、それらによる業務負担増に十分留意して行うこととした。

ウ I S O 安全衛生規格の整備及び普及

(ア) I S O 規格関係受託事業の実施

a 受託事業「I S O / T C 8 5 / S C 2（放射線防護）分野における国際標準化」の実施

「令和2年度産業標準化推進事業委託費（戦略的国際標準化加速事業：政府戦略分野に係る国際標準開発活動）」（テーマ名：原子力・放射線利用における放射線モニタリング等に関する国際標準化）について、（株）三菱総合研究所から3年計画の1年目の事業として受託した。

今年度においては、日本から提案した4件の規格についての国際標準化を積極的に推進するため、I S O / T C 8 5 / S C 2 国内審議委員会において準備を進めた。

当初、I S O / T C 8 5 / S C 2 国際会議が5月に中国で開催される予定であったが、新型コロナウイルスの感染が中国から広まり始めたため、開催が延期され、最終的に12月にフランスの中央事務局による国際会議がウェブ会議で行われた。12月2日開催の全体会議に先立ち、9月末から11月末にかけて各WGの会議が開催され、プロジェクトリーダーとして参加した国内委員が放射線防護分野の規格立案や議論を主導した。海外から提案のテーマに対しても多数の国内委員が積極的に参加し、各分野における我が国の知見がより認知され、今後の我が国のさらなる国際標準化への貢献が期待された。

また、国際会議後の国内会議については、WG運営会議が1月に開催された。

(イ) 国内審議委員会等の適正な運営

国内関係者の意見調整等を適切に行うため、日本工業標準調査会から承認を得たISO国内審議団体である当協会に設けているISO/TC94（個人安全一人用保護具）国内審議委員会、ISO/TC94各SC国内審議分科委員会、ISO/TC145/SC2（安全標識）国内審議分科委員会、ISO/TC85/SC2（放射線防護）国内審議分科委員会等の適正な運営に努めた。

(ウ) 国際標準化の推進

当協会において、ISO/TC94（個人安全一人用保護具）等の国内審議団体としての活動を行うとともに、その一環として、次のことにも努めた。

a ISO安全衛生規格の適切な整備に対する協力

ISO/TC94（個人安全一人用保護具）、ISO/TC145/SC2（安全標識）及びISO/TC85/SC2（放射線防護）の活動との連携を図ることにより、ISO安全衛生規格の適切な整備に協力すること。

b 「コンパチビリティに関するタスク・グループ」に対する支援

ISO/TC94（個人安全一人用保護具）に設置された「コンパチビリティに関するタスク・グループ」に対する支援を、当協会のISO/TC94（個人安全一人用保護具）国内審議委員会に設けられたWGの運営を通じて行うこと。

エ JISの整備及び普及

(ア) JIS関係共同事業の実施

経済産業省所管のJISの整備に係る規格協会との共同事業として、次に掲げる規格等の改正又は原案作成のための検討、作業等を適正かつ効果的に実施した。

[1] (改正) JIS T 8150 「呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法」

[2] (改正) JIS T 8005 「防護服一般要求事項」

[3] (改正) JIS T 8125-1 「手持ちチェーンソー使用者のための防護服」

[4] (改正) JIS T 8125-2 「脚部防護服の試験方法及び要求性能」

[5] (改正) JIS K 0804 「検知管式ガス測定器（測長形）」

〔6〕（改正）J I S T 8 1 5 3 「送気マスク」

（イ）J I S特設委員会の適正な運営

工業標準化法第12条の規定によるJ I Sの審議団体として、国内関係者の利害調整と意見集約を適切に行うため、当協会に設けている特設委員会の適正な運営等に努めた。

オ J I SのI S O規格への整合化

上記のウ及びエに係る事業の一環として適切な対応に努めた。

カ 保護具等の品質及び性能の確保

（ア）「J I Sのある保護具等」関係

当協会において、保護具等の製造又は販売業者に対し、その製造する保護具等のJ I Sへの適合について、関係の保護具等工業会等を通じて必要な指導、支援を行った。

（イ）「J I Sのない保護具等」関係

プロスニーカー規格については、2010年版を改訂し平成29年11月1日付で2017年版を発行したので、改正後の規格に基づき、プロスニーカー協会と連携を図りながら、型式認定・推奨事業の更なる普及・定着に努めた。

その後、安全靴のJ I S規格が改正されたことに伴い、プロスニーカー規格の改正に向けた検討を行った。

また、一般利用者向け高視認性安全服規格（J S A A 2 0 0 1）を平成29年11月1日付けで新たに制定し、一般利用者向け高視認性安全服の型式認定・推奨事業を発足したので、その普及・定着に努めた。

（4）優良・快適保護具等開発推進・普及促進事業（公益目的事業その4）

ア 優良・快適保護具等の開発推進

保護具等の製造・販売業者（以下「関係業者」という。）における技術進歩を踏まえ、かつ事業場の現場ニーズに応えた保護具等の質的向上、使用方法の改善、その他の向上を促進するために必要な調査研究を行い、その成果を活用して関係業者に対する支援を行うこととしている。

イ 優良・快適保護具等の普及促進

（ア）フルハーネス型墜落制止用器具の普及促進のための総合的な活動の推進

2019年2月1日から施行の労働安全衛生法施行令の一部改正により、「安全帯」の名称が「墜落制止用器具」に改められたことを機に、同年3月新しいパンフレット「墜落制止用器具の選定と正しい使い方」を作成、新パンフレットにより、「フルハーネス型墜落制止用器具」の更なる普及促進に努めているところ

である。

今年度においては、次のことを重点とし取り進めた。

- a 安全大会等におけるフルハーネス型墜落制止用器具の展示説明の実施
例年、神奈川県産業資源循環協会の安全大会、こども霞が関見学デー、埼玉県幸手市におけるイベント、建災防全国大会展示会、緑十字展、主職5団体年末年始安全大会等において、展示説明の実施を予定したが、新型コロナウイルス感染拡大による影響により、全てのイベント開催が中止となった。
- b フルハーネス型墜落制止用器具に関する講習会、説明会等の実施
事業場におけるフルハーネス型墜落制止用器具の普及促進のため、日本安全帯研究会との連携を図るとともに、アドバイスサービス事業の活用等により、講習会、説明会等の実施に努めた。
- c フルハーネス型墜落防止用器具の普及促進事業に対する協力
フルハーネス型墜落制止用器具の普及促進のための取り組みのひとつとして建災防の「既存不適合機械等更新支援補助金事業」（フルハーネス型墜落制止用器具への買換えに対する補助金事業）にも積極的に協力した。

(イ) J I S T 8 1 2 7 「高視認性安全服」普及促進事業

平成27年10月に制定されたJ I S T 8 1 2 7 「高視認性安全服」の普及を図ることを目的として、「高視認性安全服普及委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、普及促進方法等の検討を行った。

2020年10月26日の第16回委員会においては、各団体ともに、新型コロナウイルスの影響もあり、展示会や講習会が中止や延期になっており、今後、状況を見て、啓発・普及活動を行っていくと報告があった。

（一社）日本高視認性安全服研究所からは、J I S T 8 1 2 7で、クラス3ができたことが大きく、高速道路関係でクラス3の製品を全国的に採用していると報告があった。

（公財）日本ユニフォームセンターからは、ドバイ万博の日本館公式ユニフォームで、全面オーロラの再帰性反射材が採用されたと報告があった。

(ウ) 「一般利用者向け高視認性安全服規格」の国際標準化及び普及促進

2019年6月26日開催の第1回「一般利用者向け高視認性安全服規格（素案）作成委員会」において、作業原案（WD）について審議し、投票にかけることに決定した後、当該作業原案（WD）を2019年6月28日にスイスのISOの事務局へ提出をした。

その後、作業原案（WD 23762）が2019年12月6日にISO事務局からISO/TC94/SC13/WG1のメンバーに回付され、コメント期日が2020年1月23日となった。回付と同時に、会議の開催（202

0年1月23日～24日)の連絡があったため、同会議に委員を派遣し、提出した作業原案(WD 23762)についての検討が行われた。

(エ) JISZ9097「津波避難誘導標識システム」及びJISZ9098「災害別避難誘導標識システム」の普及活動

東京でのオリンピック開催に向け、JISZ9098「災害別避難誘導標識システム」をISOに国際標準として採用してもらうため、当協会では、経済産業省からの受託により平成27年～28年にかけて英訳し、平成28年10月にISOに対して国際標準原案(NWI P)を提出した。

その後、本案に対してISO事務局よりコメントが送られてきたため、経済産業省国際標準課指導の下、日本保安用品協会にISO/TC145/SC2/WG7国内審議委員会を組織した。当該委員会において、これまでに3回の委員会を開催し、ISOからのコメントに対する日本の見解をまとめ、ISO/TC145/SC2事務局に提出した。その後、各国からコメントが提出されており、その都度、日本の見解をまとめ、回答しているところである。

また、ISOにおいて国際標準として採用されれば、我が国においてもISO規格に基づいた標識の普及を図る必要があることから、JISZ9098「災害別避難誘導標識システム」についても積極的に普及促進を図った。

a 委員会による普及活動

(一社)日本標識工業会と連携を図り、「JISZ9097及びJISZ9098普及委員会」を開催し、普及活動を行った。

(オ) 呼吸用保護具の適切な装着の確認(フィットテスト)のためのマニュアル作成等の推進

特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。)等の改正により、金属アーク等溶接作業を継続して行う屋内作業場においては、事業者に対して、呼吸用保護具の適切な装着の確認(フィットテスト)を年に1回、定期的実施することが義務付けられた。(2023年4月1日施行)

この改正特化則によるフィットテストを円滑に施行するためには、フィットテストの実施方法について事業者向けの分かりやすいマニュアル等が必要であり、事業者に必要な準備期間を与えるために、本年7月に「呼吸用保護具フィットテスト実施マニュアル等検討委員会」を設置し、4回の本委員会と10回の技術部会を経て、「呼吸用保護具フィットテスト実施マニュアル」の原稿を作成した。

また、フィットテスト実施者(呼吸用保護具の適切な装着の確認を行う者)の人材育成を促進する観点から、必要な知識・技能・望ましい教育カリキュラム等について検討する「フィットテスト実施者人材育成検討分科会(主催:中央労働災害防止協会)」に1月からオブザーバーとして参加し、「フィットテ

スト実施者に対する教育実施要領（案）」が作成された。

2 安全衛生保護具等活用定着支援事業の着実な推進

(1) 保護具アドバイザー養成・確保等事業（公益目的事業その5）

ア 今年度の目標

[1] 保護具アドバイザーの総数1,350名の達成

新型コロナウイルス感染防止の観点から各社が受講申込を見送ったこと等により、養成講習の受講者数は大幅に減少し、総数は1,204名となり、目標を達成することは出来なかった。

[2] 保護具アドバイザー移行講習終了者（旧制度で保護具シニア・アドバイザーの資格を有した者を含む）の総数600名の達成

新型コロナウイルス感染防止の観点から各社が受講申込を見送ったこと等により、移行講習の受講者数についても大幅に減少し、総数は480名となり、目標を達成することは出来なかった。

[3] 保護具アドバイザーに対して、最新の法令・通達の趣旨等を付与することにより、アドバイザー能力の向上に努める。

保護具アドバイザーに対して、最新の法令・通達の趣旨等を付与することにより、アドバイザー能力の向上に努めた。

イ 保護具アドバイザー養成講習等の適切な実施

事業場等に対する適正な保護具等の活用の基本に係る指導等に当たる適格者を確保するため、「通常作業保護具活用ガイドライン」、「保護具法令ガイド」、各種テキスト等を活用し、指導基準に沿って保護具アドバイザー養成・確保等事業の適切な実施に努めた。

(ア) 保護具アドバイザー養成講習関係

a 保護具アドバイザー養成講習等の実施

今年度においては、保護具アドバイザーの1,350名達成、かつ、保護具アドバイザー移行講習終了者（旧制度で保護具シニア・アドバイザーの資格を有した者を含む。）の総数600名の達成を目指して、保護具アドバイザー養成講習を3回（東京2回、大阪1回）、保護具アドバイザー移行講習を3回（全て東京会場）開催した。

b 保護具アドバイザー移行講習の受講勧奨

事業場支援の充実の面から旧保護具アドバイザーから新保護具アドバイザーへの移行を可能な限り促進することが望まれるから、今年度も、これまでに引き続き、保護具アドバイザー移行講習の受講の積極的な勧奨に努めた。

c 未受講者に対する受講促進

厚生労働省労働基準局長から当協会に対して、平成30年2月9日付け基発0209第2号「第9次粉じん障害防止総合対策の推進について」により、呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進に関して、当協会が養成を行っている保護具アドバイザーが事業場からの相談を受けるよう依頼があったため、事業場からの相談に素早かつ確に対応できるよう、なお一層、未受講者に対する保護具アドバイザー養成講習の受講促進に努め、保護具アドバイザーの積極的な増員を図った。

(イ) 保護具インストラクター等に対する能力向上教育の実施

a 保護具インストラクター関係

保護具インストラクター（保護具アドバイザーのうちインストラクターの資格を持つ者）に対する能力向上教育については、今期は開催を見送った。

b 保護具アドバイザー関係

保護具アドバイザーに対する能力向上教育は、受講者におけるその内容の効果的かつ効率的な習得の確保のため、保護具アドバイザー移行講習と併せて実施した。

c 第1種衛生管理者免許試験受験準備講習会の開催

保護具アドバイザーは保護具に関する労働安全衛生の専門家であるが、よりの確な指導を行うためには、保護具以外の一般的な労働安全衛生に関する知識も必要とされるので、保護具アドバイザーに対する能力向上教育の一環として、第1種衛生管理者免許試験受験準備講習会を開催する予定であったが、今期は開催を見送った。

d 保護具インストラクターの養成・確保

保護具インストラクター養成研修の実施による保護具インストラクターの補充・増員を通じて、保護具アドバイザーの確保及びアドバイスサービスの推進の促進に努めた。

ウ 保護具アドバイザーの登録

(ア) 「新規登録」関係

保護具アドバイザー及び保護具アドバイザー移行講習修了者については、それぞれ上記イの今年度の目標を踏まえ、できるだけ速やかに、新保護具アドバイザーとしての登録が行われるよう、当協会への登録を積極的に各該当者に勧奨した。

(イ) 「登録の更新」関係

a 登録更新の勧奨

昨年度に引き続き保護具アドバイザーである者であって登録期間が満了するものについて、保護具アドバイザーとしての登録の更新を勧奨した。

b 登録証の交付

登録期限を迎えた保護具アドバイザーである者からその更新の手続きがあったときは、適切に事務処理を行い、更新に係る登録証を交付した。

c 旧保護具シニア・アドバイザーに対する登録有効期間の周知

旧保護具シニア・アドバイザーの場合も、その登録の有効期間が3年であることの周知等に努めた。

(ウ) 「非会員に所属する有資格者に係る登録」関係

当協会の非会員に所属する保護具アドバイザー養成講習修了者（有資格者）から保護具アドバイザーとしての登録申請があった場合には、平成24年1月23日策定の『当協会の非会員に所属する保護具アドバイザー養成講習修了者に係る登録条件』についてその申請者側に説明の上、先方がこれに同意し、かつ所定の様式による同意書を提出した場合は、適正な事務処理を行い、登録を認めるべき者に登録証を交付した。

(2) アドバイスサービス事業（公益目的事業その6）

ア 今年度の目標とその達成度

[1] 当協会による保護具アドバイザー派遣サービスの実績10件の達成に努めた。

今年度、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、出張サービスの実施件数は0件で、目標達成率は0%に留まった。なお、その内訳は、無料出張サービス0件及び有料出張サービス0件であった。

[2] 保護具インストラクター派遣サービスの実績50件の達成に努めた。

今年度、インストラクター派遣サービスの実施件数は通常ベースで28件、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、目標達成率は56%となった。また、東日本大震災に係る復旧・復興事業における労働災害防止対策としての中央労働災害防止協会主催「除染等業務特別教育」へのインストラクター派遣サービスの実績が、3件であった。これらを合算した場合には派遣実績が31件となり、目標達成率は62%であった。

[3] 会員による保護具アドバイザー派遣サービスの実績100件の達成に努めた。

今年度、アドバイスサービスを実施した会員からの当協会への実績報告は、

1 件で、目標達成率は 1 %であった。

[4] 保護具アドバイザー派遣サービス及び保護具インストラクター派遣サービスの周知・PRに積極的に努めた。

イ 会員によるアドバイスサービスの実施および報告

(ア) アドバイスサービスの実施

公益社団法人の行う公益目的事業としての実績を確保するため、関係の各会員および非会員は、事業の目的、基本方針等を踏まえて、ガイドラインおよび保護具法令ガイドを活用し、自己に所属する保護具アドバイザー及び保護具シニア・アドバイザーによるアドバイスサービス(事業場訪問時アドバイスサービス及び自社店舗内アドバイスサービス)を実施するよう努めた。

今年度、次の〔1〕及び〔2〕を合わせ、会員の実施したアドバイスサービスとして、会員から当協会に報告された件数は 1 件であった。

〔1〕 事業場訪問時アドバイスサービス

〔2〕 自社店舗内アドバイスサービス

(イ) アドバイスサービスの実績の管理および報告

関係の各会員及び非会員においては、平成 24 年 4 月 9 日付で会長名で示された「アドバイスサービス(出張サービスを除く。)の実績に係る当協会の報告について」(以下「新方針」という。)を基に、その保護具アドバイザーの行ったアドバイスサービスの実績を管理するとともに、その実施結果を当協会に報告するよう努めた。

今年度における会員によるアドバイスサービスの実施及び報告によると、会員別の実施件数は、次のとおりであった。

〔1〕 (株)重松製作所 1 件

ウ 当協会及び会員による出張サービスの推進

平成 22 年度第 2 回理事会の承認に基づき制定された「アドバイスサービスの実施の促進に関する規則」(以下「出張サービス規則」という。)において定められている出張アドバイスサービス(以下「出張サービス」という。)を、同年 1 2 月 3 日付けで会長から示された実施要領に基づき、かつ、上記の「イ 今年度の目標」を踏まえ、次により積極的な実施に努めた。

(ア) 事業場からの出張サービスの依頼の受付は、すべて当協会が行うものとする。

なお、本出張サービスは、オーダーメイドのものではなく、希望の保護具についての適正な活用の基本を教えるものであることを依頼者側に十分説明した。

(イ) 保護具アドバイザーの依頼事業場への派遣は、原則として、当協会による連絡調整のもとに最寄り（地元）の会員会社から行った。

(ウ) 無料の出張サービスとして、次のものを提供した。

無料の出張サービスとしての「指導・相談等出張サービス」（出張サービス規則第2条の1の（1）に定めるもの）

(エ) 有料の出張サービスとして、次のものを提供した。

〔1〕 講義・講演等出張サービス（出張サービス規則第2条の2の（1）に定めるもの）

〔2〕 説明・実演等出張サービス（出張サービス規則第2条の2の（2）に定めるもの）

(オ) 有料の出張サービスの料金は、公益サービスであるので、受益者負担とし、かつ、そのサービスの実施が当協会の会員及び非会員のいずれのものによるかを問わず、当協会の収入とした。

エ 当協会及び会員による保護具インストラクター派遣サービスの実施

地方公共団体、国の機関、企業その他これらに準ずるものが行う研修、講習等に対し保護具等に関する講義、実演等の依頼が当協会にあった場合には、アドバイスサービスの一環である公益サービスとして、保護具インストラクターである者又はそのチーム（保護具アドバイザーである者を含む。）の派遣によるアドバイスサービス（以下「インストラクター派遣サービス」という。）を、次により行った。

(ア) 依頼者の希望するプログラム、教材等を作成して行うもの（オーダーメイド・サービス）を含む保護具等の適正な活用に関する有料サービスとして行うこと。

(イ) インストラクター派遣サービスの利用者は、その定める単価またはこれに準ずる内部基準により利用したサービス（教材等の作成を含む。）の料金を当協会に支払うこと。

(ウ) インストラクター派遣サービスの実施が当協会の会員及び非会員のいずれのものによるかを問わず、利用者の支払った料金は、当協会の収入とすること。

なお、利用者が支払った交通費、旅費・宿泊費は、派遣された保護具インストラクターである者等において受け取るものとしたこと。

今年度におけるインストラクター派遣サービスの実績は、次のとおりであった。

- a 2020年6月10日 保護具インストラクター等5名が、労働政策研究・研修機構労働大学校・新任労働基準監督官研修で墜落に係る安全保護具（保護帽及び墜落制止用器具）についての講義を行った。
※ 同機構で同様の講義を他に1回実施した。
- b 2020年6月15日 保護具インストラクター等4名が、労働政策研究・研修機構労働大学校・新任労働基準監督官研修で呼吸用保護具についての講義を行った。
※ 同機構で同様の講義を他に1回実施した。
- c 2020年6月22日及び6月23日 保護具インストラクター等4名が、中央労働災害防止協会大阪安全衛生教育センターで墜落制止用器具についての講義を行った。
※ 同センターで同様の講義を他に10回実施した。
- d 2020年7月20日及び7月21日 保護具インストラクター2名が、中央労働災害防止協会東京安全衛生教育センターで墜落制止用器具についての講義を行った。
※ 同センターで同様の講義を他に5回実施した。
- e 2020年8月20日 保護具インストラクター2名が、経済産業省主催の研修会で安全衛生保護具全般（保護帽、墜落制止用器具、保護めがね及び安全靴）及び呼吸用保護具についての講義を行った。
- f 2020年10月23日 保護具インストラクター1名が、(株)東京ビッグサイト主催危機管理産業展2020PPE・安全衛生フェアのセミナーの中で、熱中症対策と保安用品についての講義を行った。
- g 2020年11月6日 保護具インストラクター2名が、群馬労働局の令和2年度安全衛生技術研修中で、呼吸用保護具及び防護服についての講義を行った。
※ 同労働局で同様の講義を他に1回実施した。
- h 2021年1月28日 保護具インストラクター1名が、栗原の森集会所で呼吸用保護具及び防護服についての講義を行った。
- i 2021年2月9日 保護具インストラクター3名が、産業医科大学の認定

産業医研修会東京集中講座の中で、保護具全般（保護帽、保護めがね、保護手袋、防護服、墜落制止用器具及び安全靴等）及び呼吸用保護具の講義を行った。

j 2021年2月15日保護具インストラクター等4名が、東京労働局主催の墜落制止用器具特別教育の中で、墜落制止用器具についての講義を行った。

オ 事業の進行管理及び支援

当協会において、本事業を適切かつ効果的に実施するため、次のことの実施に努めた。

〔1〕 アドバイスサービスに関するPR資料の作成及びこれの活用による国、関係団体、事業場等に対する周知

〔2〕 当協会および会員ならびに非会員が行うアドバイスサービスに伴うトラブルその他の問題の把握およびそれへの対処

〔3〕 保護具アドバイザーに対する情報・相談サービス・ネットワークの確立

〔4〕 その他アドバイスサービス事業の適切かつ効果的な実施に必要なこと

第4 収益事業の積極的推進

1 放射線安全技術講習会（放射線取扱主任者試験受験対策セミナー）の開催

本セミナーは国家資格である放射線取扱主任者第1種および第2種試験を受験される方々を支援することを目的として開催しているものであり、収益事業として一定の収益を上げることにも配意しつつ、適切な実施を図ることにより確実にその成果を上げるよう努めた。

今年度は、当初、例年通り6月開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、8月実施の試験が12月末に延期となったため、第1種を2020年10月26日～10月31日に、第2種を2020年10月12日～10月16日に実施した。

また、今年度は、第1種の受講者数が8名、第2種の受講者数が5名で、合計13名となり、昨年度と比較して18名の減少と大幅な減少となった。この大幅な減少は、申込の受付期間である9月から10月にかけて東京都の新型コロナウイルス感染者数が200人前後で推移し減少しなかったため、申込を控えた受験者や申し込みをしたが直前に受講をキャンセルした者が出たりしたことによるものであると考えられる。

2 図書の販売

(1) 「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」（改訂版）の販売促進

「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」については、「廃棄物焼却施設関連作業

におけるダイオキシン類曝露防止対策要綱」の一部の改正を受け、一昨年度、改訂を行ったので、引き続きその改訂版の販売促進に努めた。

その結果、2020年度の有償販売は、2021年3月末現在で156冊の実績を上げた。

(2) 「保護具ポケットブック」の販売

平成27年度に3000冊作成した「保護具ポケットブック」については在庫が僅かとなったため、その後の関係法令の改正状況や技術進歩等も踏まえ、事業推進委員会において改訂作業を行った。

2月に改訂第2版として1500冊の追加印刷を行い、2021年3月末までに有償と無償を合わせて3062冊を販売した。

(3) 「呼吸用保護具フィットテスト実施マニュアル」の販売

7月に「呼吸用保護具フィットテスト実施マニュアル等検討委員会」を設置し、4回の本委員会と10回の技術部会を経て、「呼吸用保護具フィットテスト実施マニュアル」の原稿を作成した。

令和3年5月からの販売を目指し、3,000冊の印刷に向けて編集作業を進めた。

第5 その他の事業

1 個人線量計測定技術評価事業の実施

本事業は、個人線量計の測定サービスを行う事業者におけるその測定精度を担保するため、当協会が第三者としてその事業者の測定精度を評価し、その結果に基づき指導を行う精度管理事業であり、今年度も昨年度に引き続き個人線量計測定技術評価委員会を設置し、同委員会において評価を実施した。

第1回WGを2020年7月29日に、第1回委員会（ウェブ会議）を2020年8月28日に開催し、測定精度試験の試験条件等を決定した。

第2回WGを2021年2月24日に、第2回委員会を2021年3月22日にそれぞれウェブ会議で開催し、試験結果の評価に関する審議を行った。

2 安全見学会の実施

今年度においては、安全見学会の実施は見送ることとした。

3 当協会の維持会員等である保護具等工業会等に対する支援

当協会の行う公益目的事業は、当協会が統括的な活動を担う一方、当協会の維持会員等である保護具等工業会等は関係の保護具等の技術等についての具体的な活動に当たることにより、両者一体となって実施しているので、保護具等工業会等のうち運営、活動面で当協会の支援を必要とするものに対しては、当協会が引き続き支援を行った。また、当協会が支援した保護具工業会等からは、支援に係る経費の一部について負担いただいた。

| 支援対象である保護具等工業会等一覧 | |
|--|--|
| (1) 一般社団法人日本ヘルメット工業会 (2) 日本安全靴工業会 (3) 産業用ガス検知警報器工業会 (4) 日本呼吸用保護具工業会 (5) 日本安全帯研究会 | (6) 日本プロテクティブスニーカー協会 (7) 日本労働災害防止推進会 (8) 建設業労働災害防止協進会 (9) 日本聴力保護研究会 (10) 日本防護手袋研究会 |

(注) (1)～(6)並びに(9)及び(10)は当協会維持会員で、(7)及び(8)は当協会の賛助会員である。

第6 広報事業の推進

1 月刊機関誌「セイフティダイジェスト」の発行

(1) 月刊機関誌「セイフティダイジェスト」において、当協会が公益社団法人として行う6つの公益目的事業等の今年度における実施状況等に関する記事等を掲載することにより、これらの公益目的事業の関係者に対する周知とともに、その適切な実施に必要な情報の入手等に努めた。

(2) 「セイフティダイジェスト」の構成および内容について、6つの公益目的事業等の周知および推進のための機関誌としてより相応しいものとなるよう、編集委員会の運営を通じて、それらの充実に努めた。

(3) SD編集専門委員会では、中災防の教育動画『安全衛生保護具の基礎知識』（厚生労働省補助事業）の制作協力を行った。これはセイフティダイジェスト2020年3月号の「新入社員特集」を参考に、各種保護具の選び方、使い方、管理の仕方、交換、廃棄などを説明する教材で、10種類の保護具をそれぞれ3～4分、全体で約31分にまとめた教育動画である。2021年4月1日より中災防ホームページに掲載され、(公社)日本保安用品協会ホームページからも視聴できるようリンクボタンを設置した。

(4) 広報委員会を1回、SDワーキンググループの会議を2回開催した。これらの会議における検討の結果、2018年4月号以降650部から1100部に増刷したセイフティダイジェストに対する評価を確認することを目的に読者アンケートを1月に実施した。このアンケート結果は今後のSD編集、制作に反映させるよう2021年度のSDワーキンググループにおいて検討を行う予定である。

2 ホームページの活用

(1) 当協会が公益社団法人として行う6つの公益目的事業に関する情報について、ホ

ホームページを通じて迅速に関係者に提供することにより、これらの事業の周知に努めた。

(2) 当協会の事業活動、運営全般、行政情報、各種情報の提供について、ホームページを通じて迅速に関係者に提供するとともに、更なる内容の充実を図ることにより必要な情報開示に努めた。

(3) 今後、広報委員および事務局が交代した場合でも同じ運用が行えるよう、ホームページ運用マニュアルを作成した。

3 協会案内の見直し

協会案内（印刷物「公益社団法人 日本保安用品協会のご案内」）が2014年制作で、内容が古くなっていることから見直すこととし、現在、その原案を作成中で、2021年度に内容を更新し発行する予定である。

第7 会員の確保および入会の促進

1 今年度の目標

特例賛助会員の総数は、1社が退会し本年度末には66社となった。

2 特例賛助会員の入会促進

(1) 保護具等の製造または販売業者で、当協会の維持会員の会員である者のうち当協会の会員になっていないものに対し、PRちらし等を活用し、関係の保護具工業会等の協力を得て、昨年度に引き続き会員としての入会を勧奨した。

(2) 平成19年以前に賛助会員として入会している保護具等の製造又は販売業者に対し、昨年度に引き続き、保護具アドバイザー制度に参加することにより特例賛助会員に移行するよう自主的な対応を促すものとした。

3 特別会員の増員

(1) 公益目的事業、特に安全衛生保護具等開発普及支援事業で予定している調査研究の円滑な推進のため、外部の学識経験者から随時、協力を得ることのできる体制が必要であるので、今年度においても、当協会維持会員である保護具工業会等からの協力を得て、外部専門家の当協会への特別会員としての加入の促進に務めた。

(2) 公益目的事業である、優良・快適保護具等の開発推進・普及促進事業の推進・発展のためには、エンドユーザーである事業場等から情報を収集し、その協力を得ることが必要であるので、民間企業の労働安全衛生担当部長等の特別会員としての入会への働き掛けに努めた。

4 会員の確保及び入会促進

保護具等の製造又は販売業者であって、非会員であるものに対して、PRちらしを活用して公益社団法人の会員になることの意義等、国に認められた保護具アドバイザー制度の有用性等を強調しながら、普通会员への入会についてできるだけ勧奨に努めた。

なお、本年度末（2021年3月末）の会員数及びその増減は以下のとおりとなった。

| 会員区分 | 2020年3月末 | 2021年3月末 | 増減 |
|----------|----------|----------|-----|
| 普通会员 | 44 | 44 | 0 |
| 維持会員 | 13 | 13 | 0 |
| 賛助会員 | 93 | 91 | △ 2 |
| うち特例賛助会員 | 67 | 66 | △ 1 |
| 法人法上会員計 | 150 | 148 | △ 2 |
| 特別会員 | 40 | 36 | △ 4 |
| 名誉会員 | 9 | 8 | △ 1 |
| 合計 | 199 | 192 | △ 7 |

第8 会議の開催、行事の実施

1 会議の開催

諸会議、各委員会については、以下のとおり開催した。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部、書面又はリモート（Web）併用で開催した。

（1）諸会議

ア 定時総会 1回

| 回数等 | 開催日 | 備考（開催方法等） |
|-----|---------------|-----------|
| 定時 | 2020年6月12日（金） | |

イ 理事会 3回

| 回数等 | 開催日 | 備考（開催方法等） |
|-----|----------------|---------------|
| 第1回 | 2020年5月15日（金） | 書面開催 |
| 第2回 | 2020年10月23日（金） | 書面開催 |
| 第3回 | 2021年3月16日（火） | リモート（Web）併用開催 |

ウ 評議員会（第1回及び第3回理事会と合同開催） 2回

| 回数等 | 開催日 | 備考（開催方法等） |
|-----|---------------|---------------|
| 第1回 | 2020年5月15日（金） | 書面開催 |
| 第2回 | 2021年3月16日（火） | リモート（Web）併用開催 |

エ 会長・副会長会議 開催なし

| 回数等 | 開催日 | 備考（開催方法等） |
|-----|---------------|-----------|
| 第1回 | 2020年9月11日（金） | 中止 |
| 第2回 | 2021年3月5日（金） | 中止 |

オ 運営会議 開催なし

| 回数等 | 開催日 | 備考（開催方法等） |
|-----|---------------|-----------|
| 第1回 | 2020年9月11日（金） | 中止 |
| 第2回 | 2021年3月5日（金） | 中止 |

(2) 常設委員会

ア 財務委員会 開催なし

イ 内部監査委員会 2回

| 回数等 | 開催日 | 備考（開催方法等） |
|-----|---------------|-----------|
| 第1回 | 2020年4月22日（水） | |
| 第2回 | 2020年10月2日（金） | |

ウ 総務委員会 開催なし

エ 事業推進委員会 開催なし

オ 広報委員会 1回

| 回数等 | 開催日 | 備考（開催方法等） |
|-----|---------------|---------------|
| 第1回 | 2020年12月8日（火） | リモート（Web）併用開催 |

○広報委員会SDワーキンググループ 2回

| 回数等 | 開催日 | 備考（開催方法等） |
|-----|---------------|-----------|
| 第1回 | 2020年8月5日（水） | |
| 第2回 | 2020年10月9日（金） | |

○広報委員会編集専門委員会 11回

| 回数等 | 開催日 | 備考（開催方法等） |
|------|---------------|---------------|
| 第4回 | 2020年4月6日（月） | |
| 第5回 | 2020年5月11日（月） | 中止 |
| 第6回 | 2020年6月5日（金） | |
| 第7回 | 2020年7月3日（金） | |
| 第8回 | 2020年8月5日（水） | |
| 第9回 | 2020年9月9日（水） | |
| 第10回 | 2020年10月9日（金） | |
| 第11回 | 2020年11月4日（水） | |
| 第12回 | 2020年12月8日（火） | リモート（Web）併用開催 |
| 第1回 | 2021年1月20日（水） | リモート（Web）併用開催 |
| 第2回 | 2021年2月3日（水） | リモート（Web）併用開催 |
| 第3回 | 2021年3月3日（水） | リモート（Web）併用開催 |

2 行事の実施

(1) 賀詞交歓会の開催

2021年1月12日（火）に「東天紅」上野店で開催を予定していた賀詞交歓会については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止することとした。

第9 適切な管理・運営の実施

- 〔1〕 公益目的事業の収支バランスの一層の適正化を図るとともに、財政基盤の更なる強化に努めた。
- 〔2〕 平成18年度に会長が定めた事務処理実施要領および日常経理処理実施要領（平成21年4月改正）に沿った適正な事務および経理の処理に努めた。
- 〔3〕 適正な監査の実施を継続するとともに、情報開示の適正性を更に高めるよう努めた。
- 〔4〕 公益目的事業の適切な実施のため、公益法人型事業運営に対応する業務推進体制の整備に努めた。
- 〔5〕 当協会における「個人情報」及び「個人番号（マイナンバー）」の取扱いに関して、10月23日書面開催の第2回理事会において「個人情報取扱規程」及び「特定個人情報取扱規程」として制定した。